

条例制定改廃調書
条例改正に伴う新旧対照表

令和3年

奈良市議会12月定例会

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市子どもセンター条例（令和3年奈良市条例第31号） 	4 制定改廃の概要	<p>1．奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第1条による改正）</p> <p style="padding-left: 20px;">一時保護所における保護児童の生活指導等のための勤務に係る宿日直手当の創設に伴い、宿日直手当の上限額を月額6,100円に引き上げる。</p> <p>2．奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第1条による改正）</p> <p style="padding-left: 20px;">上記1に伴い、パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬の上限額を月額6,100円に引き上げる。</p> <p>3．奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（第2条による改正）</p> <p style="padding-left: 20px;">児童相談所等に勤務する職員で、児童の相談、調査、判定、指導及び一時保護等に従事した職員並びに一時保護児童の生活指導等に直接従事することを本務とする職員に対し、児童相談所等業務手当として月額1,000円以内を支給する。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもセンターの設置に伴い、児童相談所等の業務に従事する職員については、児童の安全確保を最優先で行う業務の性質上、精神的負担が大きだけでなく、身体的に危険が及ぶ可能性のある業務であり、給与上特別の考慮が必要とされるため。 		
5 施行期日	令和4年4月1日	担当課	総合政策部 人事課

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>(宿日直手当)</p> <p>第21条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,400円</u>(執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で市長が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、<u>6,600円</u>)を超えない範囲内において市長が規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第21条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>6,100円</u>(執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で市長が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、<u>9,150円</u>)を超えない範囲内において市長が規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2・3 略</p>

奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表(第1条による改正)

現行	改正案
<p>(パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬)</p> <p>第23条 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その勤務1回につき、<u>4,400円</u>(執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で市長が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、<u>6,600円</u>)を超えない範囲内において市長が規則で定める額を宿日直勤務に係る報酬として支給する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬)</p> <p>第23条 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その勤務1回につき、<u>6,100円</u>(執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で市長が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、<u>9,150円</u>)を超えない範囲内において市長が規則で定める額を宿日直勤務に係る報酬として支給する。</p> <p>2・3 略</p>

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>（手当の支給及び種類）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（15） 略</p> <p>（防疫等業務手当）</p> <p>第18条 略</p> <p>第19条～第22条 略</p>	<p>（手当の支給及び種類）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（15） 略</p> <p><u>（16） 児童相談所等業務手当</u></p> <p>（防疫等業務手当）</p> <p>第18条 略</p> <p><u>（児童相談所等業務手当）</u></p> <p>第19条 <u>児童相談所等業務手当は、児童又はその関係者と対面して相談等を行う職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）のうち規則で定める職員に支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の手当の額は、日額1,000円を超えない範囲内において規則で定める。</u></p> <p>第20条～第23条 略</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市手数料条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号） ・マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第80号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料、長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料等の改定（別表第76の5項から第76の9項まで関係）</p> <p>(1) 共同住宅に係る長期優良住宅の認定について、住戸単位での認定（区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組み）から住棟単位での認定（管理組合が一括して認定を受ける仕組み）に変更されたことに伴う手数料区分の見直し及び改定</p> <p>(2) 住宅性能表示制度（住宅の品質確保の促進等に関する法律）における登録住宅性能評価機関が住宅性能評価と長期優良住宅の基準の確認を併せて実施できるようになったことにより、長期優良住宅の認定事務における審査項目が増加したことに伴う手数料区分の見直し及び改定</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅（長期にわたり住み続けられるための措置が講じられた優良な住宅）の普及促進の観点から上記の法律改正が行われたことに伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の改定を行うもの。 ・認定長期優良住宅建築計画及び要除却認定マンションの建替えに係る容積率の特例許可申請手数料の整備を行うもの。 		<p>2. 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料の新設（別表第76の10の2項関係）</p> <p>3. 要除却認定マンションの建替えに係る容積率の特例許可申請手数料の新設（別表第76の20項関係）</p> <p>4. その他所要の文言整理</p>
5 施行期日	公布の日、令和4年2月20日	所管部課	都市整備部 建築指導課

奈良市手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
番号	名称	事務	金額	番号	名称	事務	金額
略	略	略	略	略	略	略	略
76の5	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	新築住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	床面積の合計が100平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき定める額 ア 一戸建ての住宅の場合（イ及びウに係るものを除く。） 55,000円 イ 一戸建ての住宅であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（市長が定める基準に適合しないも	76の5	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	新築住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	床面積の合計が100平方メートル以内の場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次定める額 ア <u>イに係るもの</u> 以外の場合 55,000円 イ <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の規定により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基</u>

現行					改正案				
				<p>のを除く。)の 交付を受けた もの(以下この 項及び第76の 7項において「 住宅性能評価 適合住宅」とい う。)である場 合(ウに係るも のを除く。)</p> <p>20,000円</p> <p>ウ 一戸建ての 住宅であって、 住宅の品質確 保の促進等に 関する法律第 5条第1項に 規定する登録 住宅性能評価 機関のうち市 長が定めるも のにより、長期優 良住宅の普及 の促進に関す る法律第6条 第1項各号(第</p>					<p>準に適合する とみなされる計 画(以下この項 及び第76の7 の項において「 長期使用構造 等確認計画」と いう。)である 場合</p> <p>16,000円</p>

現行					改正案				
				<p>3号及び第6号を除く。)に掲げる基準に適合すると認められた計画(以下この項及び第76の7項において「長期使用構造等適合計画」という。)である場合</p> <p>10,000円</p> <p>エ 共同住宅等の場合(オ及びカに係るものを除く。)アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合(カに係るものを除く。)</p>					

現行				改正案			
			<p>28,000円を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合</p> <p>ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p>				
		<p>床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合（イ及びウに係るものを除く。）</p> <p>71,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅であって、住宅性能評価適合住宅であ</p>			<p>床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額</p> <p>ア イに係るもの以外の場合</p> <p>71,000円</p> <p>イ 長期使用構造等確認計画である場合</p>

現行					改正案				
				<p>る場合(ウに係るものを除く。)</p> <p>24,000円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合</p> <p>12,000円</p> <p>エ 共同住宅等の場合(オ及びカに係るものを除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合(カに係るものを除く。)</p> <p>37,000円を申請に係る住戸数で除して得た</p>					<p>19,000円</p>

現行					改正案				
				<u>金額</u> <u>カ 共同住宅等</u> <u>であって、長期</u> <u>使用構造等適</u> <u>合計画である</u> <u>場合</u> <u>ウに掲</u> <u>げる額を申請</u> <u>に係る住戸数</u> <u>で除して得た金</u> <u>額</u>					
			床面積の合計 が200平方メ ートルを超え5 00平方メート ル以内の場合	次に掲げる区分 に応じ、それぞ れ1件につき次 に定める額 ア <u>一戸建ての</u> <u>住宅の場合(イ</u> <u>及びウに係るも</u> <u>のを除く。)</u> 119,000円 イ <u>一戸建ての</u> <u>住宅であって、</u> <u>住宅性能評価</u> <u>適合住宅であ</u> <u>る場合(ウに係</u> <u>るものを除く。)</u> 34,000円				床面積の合計 が200平方メ ートルを超え5 00平方メート ル以内の場合	次に掲げる区分 に応じ、それぞ れ1件につき次 に定める額 ア <u>イに係るもの</u> <u>以外の場合</u> 119,000円 イ <u>長期使用構</u> <u>造等確認計画</u> <u>である場合</u> 27,000円

現行					改正案				
				<p>ウ 一戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合</p> <p>17,000円</p> <p>エ 共同住宅等の場合（オ及びカに係るものを除く。）アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合（カに係るものを除く。）63,000円を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>カ 共同住宅等であって、長期</p>					

現行					改正案				
				<u>使用構造等適合計画である場合</u> <u>ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</u>					
			床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき定める額 ア <u>一戸建ての住宅の場合（イ及びウに係るものを除く。）</u> 185,000円 イ <u>一戸建ての住宅であって、住宅性能評価適合住宅である場合（ウに係るものを除く。）</u> 53,000円 ウ <u>一戸建ての住宅であって、長期使用構造</u>				床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき定める額 ア <u>イに係るもの以外の場合</u> 185,000円 イ <u>長期使用構造等確認計画である場合</u> 42,000円

現行					改正案				
				<p>等適合計画である場合</p> <p>26,000円</p> <p>エ 共同住宅等の場合（オ及びカに係るものを除く。） アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合（カに係るものを除く。） 99,000円を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲</p>					

現行				改正案			
			<p>ける額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p>				
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅にあっては、1,000平方メートルを超えるもの）	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき定める額	<p>ア 一戸建ての住宅の場合（イ及びウに係るものを除く。） 359,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅であって、住宅性能評価適合住宅である場合（ウに係るものを除く。） 89,000円</p> <p>ウ 一戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 36,000円</p>		床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅にあっては、1,000平方メートルを超えるもの）	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次定める額	<p>ア イに係るもの以外の場合 359,000円</p> <p>イ 長期使用構造等確認計画である場合 67,000円</p>

現行					改正案				
				<p>エ 共同住宅等 の場合（オ及び カに係るものを 除く。） アに 掲げる額を申 請に係る住戸 数で除して得 た金額</p> <p>オ 共同住宅等 であって、住宅 性能評価適合 住宅である場 合（カに係るも のを除く。） 183,000円を申 請に係る住戸 数で除して得た 金額</p> <p>カ 共同住宅等 であって、長期 使用構造等適 合計画である 場合 ウに掲 げる額を申請 に係る住戸数 で除して得た金</p>					

現行				改正案			
			額				
		床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア イ又はウに係るもの以外の場合 636,000円 イ 住宅性能評価適合住宅である場合（ウに係るものを除く。） 311,000円 ウ 長期使用構造等適合計画である場合 64,000円			床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき定める額 ア イに係るもの以外の場合 636,000円 イ 長期使用構造等確認計画である場合 105,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき定める額を申請に係る住戸数で除し			床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき定める額

現行				改正案			
		の場合（一戸建ての住宅を除く。）	<p>て得た金額</p> <p>ア <u>イ又はウに係るもの以外の場合</u></p> <p>1,088,000円</p> <p>イ <u>住宅性能評価適合住宅である場合（ウに係るものを除く。）</u></p> <p>477,000円</p> <p>ウ <u>長期使用構造等適合計画である場合</u></p> <p>107,000円</p>			の場合（一戸建ての住宅を除く。）	<p>ア <u>イに係るもの以外の場合</u></p> <p>1,088,000円</p> <p>イ <u>長期使用構造等確認計画である場合</u></p> <p>159,000円</p>
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>ア <u>イ又はウに係るもの以外の場合</u></p> <p>2,006,000円</p> <p>イ <u>住宅性能評</u></p>			床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき定める額</p> <p>ア <u>イに係るもの以外の場合</u></p> <p>2,006,000円</p> <p>イ <u>長期使用構</u></p>

現行				改正案			
			<p>価適合住宅である場合（ウに係るものを除く。）</p> <p>864,000円</p> <p>ウ 長期使用構造等適合計画である場合</p> <p>174,000円</p>				<p>造等確認計画である場合</p> <p>267,000円</p>
		<p>床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>ア イ又はウに係るもの以外の場合</p> <p>2,862,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅である場合（ウに係るものを除く。）</p> <p>1,177,000円</p> <p>ウ 長期使用構造等適合計画である場合</p>			<p>床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき定める額</p> <p>ア イに係るもの以外の場合</p> <p>2,862,000円</p> <p>イ 長期使用構造等確認計画である場合</p> <p>337,000円</p>

現行				改正案				
			<u>造等適合計画</u> <u>である場合</u> 213,000円					
		床面積の合計が30,000平方メートルを超える場合（一戸建ての住宅を除く。）	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア <u>イ又はウに係るもの以外の場合</u> 3,505,000円 イ <u>住宅性能評価適合住宅である場合（ウに係るものを除く。）</u> 1,423,000円 ウ <u>長期使用構造等適合計画である場合</u> 227,000円			床面積の合計が30,000平方メートルを超える場合（一戸建ての住宅を除く。）	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア <u>イに係るもの以外の場合</u> 3,505,000円 イ <u>長期使用構造等確認計画である場合</u> 382,000円	
		既存住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関	床面積の合計が100平方メートル以内の	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定		既存住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関	床面積の合計が100平方メートル以内の	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定

現行				改正案			
		<p>する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)</p>	<p>める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合(イに係るものを除く。)</p> <p>79,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合</p> <p>13,000円</p> <p>ウ 共同住宅等の場合(エに係るものを除く。)</p> <p>アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>エ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 イに掲げる額を申請に係る住戸数</p>			<p>する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)</p>	<p>める額</p> <p>ア <u>イに係るもの以外の場合</u></p> <p>79,000円</p> <p>イ <u>長期使用構造等確認計画である場合</u></p> <p>23,000円</p>

現行				改正案			
			で除して得た金額				
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合（イに係るものを除く。） 103,000円 イ 一戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 16,000円 ウ 共同住宅等の場合（エに係るものを除く。） アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額 エ 共同住宅等であって、長期			床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア イに係るもの以外の場合 103,000円 イ 長期使用構造等確認計画である場合 27,000円

現行					改正案				
				<u>使用構造等適合計画である場合</u> <u>イ</u> に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額					
			床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 <u>ア</u> <u>一戸建ての住宅の場合</u> (<u>イ</u> に係るものを除く。) <p style="text-align: right;">174,000円</p> <u>イ</u> <u>一戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合</u> <p style="text-align: right;">23,000円</p> <u>ウ</u> <u>共同住宅等の場合</u> (<u>エ</u> に係るものを除く。) <p style="text-align: right;"><u>ア</u>に掲げる額</p>				床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 <u>ア</u> <u>イ</u> に係るもの以外の場合 <p style="text-align: right;">174,000円</p> <u>イ</u> <u>長期使用構造等確認計画である場合</u> <p style="text-align: right;">38,000円</p>

現行					改正案				
				<u>を申請に係る住戸数で除して得た金額</u> エ <u>共同住宅等</u> <u>であって、長期使用構造等適合計画である</u> <u>場合 イに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額</u>					
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき定める額	ア <u>一戸建ての住宅の場合（イに係るものを除く。）</u> 274,000円 イ <u>一戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合</u>			床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき定める額	ア <u>イに係るもの以外の場合</u> 274,000円 イ <u>長期使用構造等確認計画である場合</u>

現行				改正案			
			37,000円				61,000円
			ウ 共同住宅等 の場合(エに係 るものを除く。) アに掲げる額 を申請に係る住 戸数で除して得 た金額				
			エ 共同住宅等 であつて、長期 使用構造等適 合計画である 場合 イに掲 げる額を申請 に係る住戸数 で除して得た金 額				
		床面積の合計 が1,000平方 メートルを超 え3,000平方 メートル以内 の場合(一戸 建ての住宅に あつては、1,0 00平方メート	次に掲げる区分 に応じ、それぞれ 1件につき次に定 める額 ア 一戸建ての 住宅の場合(イ に係るものを除 く。)			床面積の合計 が1,000平方 メートルを超 え3,000平方 メートル以内 の場合(一戸 建ての住宅に あつては、1,0 00平方メート	次に掲げる区分 に応じ、それぞれ 1件につき次に定 める額 ア イに係るもの 以外の場合
			534,000円				534,000円

現行				改正案			
			ルを超えるもの) イ 一戸建ての住宅であって、 長期使用構造等適合計画である場合 52,000円 ウ 共同住宅等の場合(エに係るものを除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額 エ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 イに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額				ルを超えるもの) イ 長期使用構造等確認計画である場合 99,000円
		床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数			床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額

現行				改正案			
		メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）	で除して得た金額 アイに係るもの 以外の場合 950,000円 イ 長期使用構造等適合計画 である場合 94,000円			メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）	で除して得た金額 アイに係るもの 以外の場合 950,000円 イ 長期使用構造等確認計画 である場合 156,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数 で除して得た金額 アイに係るもの 以外の場合 1,627,000円 イ 長期使用構造等適合計画 である場合 159,000円			床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 アイに係るもの 以外の場合 1,627,000円 イ 長期使用構造等確認計画 である場合 236,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数 で除して得た金額 アイに係るもの			床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 アイに係るもの

現行				改正案			
		建ての住宅を 除く。)	以外の場合 3,004,000円 イ <u>長期使用構 造等適合計画</u> である場合 259,000円			建ての住宅を 除く。)	以外の場合 3,004,000円 イ <u>長期使用構 造等確認計画</u> である場合 398,000円
		床面積の合計 が20,000平方 メートルを超 え30,000平方 メートル以内 の場合（一戸 建ての住宅を 除く。)	次に掲げる区分 に応じ、それぞれ 次に定める額を申 請に係る住戸数 で除して得た金額 ア イに係るもの 以外の場合 4,289,000円 イ <u>長期使用構 造等適合計画</u> である場合 318,000円			床面積の合計 が20,000平方 メートルを超 え30,000平方 メートル以内 の場合（一戸 建ての住宅を 除く。)	次に掲げる区分 に応じ、それぞれ 1件につき次に定 める額 ア イに係るもの 以外の場合 4,289,000円 イ <u>長期使用構 造等確認計画</u> である場合 503,000円
		床面積の合計 が30,000平方 メートルを超 える場合（一 戸建ての住宅 を除く。)	次に掲げる区分 に応じ、それぞれ 次に定める額を申 請に係る住戸数 で除して得た金額 ア イに係るもの 以外の場合 5,253,000円			床面積の合計 が30,000平方 メートルを超 える場合（一 戸建ての住宅 を除く。)	次に掲げる区分 に応じ、それぞれ 1件につき次に定 める額 ア イに係るもの 以外の場合 5,253,000円

現行				改正案						
				イ 長期使用構造等適合計画である場合 339,000円				イ 長期使用構造等確認計画である場合 571,000円		
76の6	建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請であって、同法第6条第2項の規定に基づく当該長期優良住宅建築等計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査	1件につき次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合)については、アに掲げる額とイに掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額とを合算した額)	ア・イ 略	76の6	建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請であって、同法第6条第2項の規定に基づく当該長期優良住宅建築等計画に係る建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査	1件につき次に掲げる額を合算した額	ア・イ 略	
76の7	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	新築住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の	変更に係る床面積の合計が100平方メートル以内の場合	1件につき8,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合)については、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額)	ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法	76の7	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	新築住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の	1件につき8,000円と次に掲げる額を合算した額	ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法

現行				改正案			
		申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	<p>律第6条第1項第1号に係る変更（以下この項において「第1号変更」という。）の場合（イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。）</p> <p>39,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 11,000円（一戸建ての住宅の場合にあっては、3,000円）</p> <p>ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、第4号又は第5号</p>			申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	<p>律第6条第1項第1号に係る変更（以下この項において「第1号変更」という。）の場合（長期使用構造等確認計画_____である場合を除く。）</p> <p>39,000円</p> <p>イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号、第5号又は第6号</p>

現行				改正案			
			<p>て得た金額)</p> <p>ア 第1号変更の場合(イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</p> <p>52,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 17,000円(一戸建ての住宅の場合にあつては、4,000円)</p> <p>ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</p> <p>7,000円</p> <p>エ 第3号変更の場合</p> <p>2,000円</p>				<p>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</p> <p>52,000円</p> <p>イ 第2号等変更の場合</p> <p>7,000円</p> <p>ウ 第3号変更の場合</p> <p>2,000円</p>
		変更に係る床	1件につき14,000			変更に係る床	1件につき14,000

現行				改正案			
			面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合				面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合
			円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合)にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額)				円と次に掲げる額を合算した額
			ア 第1号変更の場合(イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。)				ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。)
			92,000円				92,000円
			イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 36,000円(一戸建ての住宅の場合)にあつては、7,000円)				
			ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である				イ 第2号等変更の場合

現行				改正案			
			<p>場合を除く。)</p> <p>10,000円</p> <p>エ 第3号変更 の場合</p> <p>2,000円</p>				<p>10,000円</p> <p>ウ 第3号変更 の場合</p> <p>2,000円</p>
		<p>変更に係る床 面積の合計が 500平方メー トルを超え1,0 00平方メート ル以内の場合</p>	<p>1件につき24,000 円と次に掲げる額 を合算した額(共 同住宅等の場合 にあつては、合算 した額を申請に係 る住戸数で除し て得た金額)</p> <p>ア 第1号変更 の場合(イに係 るもの及び長期 使用構造等適 合計画である 場合を除く。)</p> <p>143,000円</p> <p>イ 住宅性能評 価適合住宅に 係る第1号変 更の場合 57, 000円(一戸建 ての住宅の場</p>			<p>変更に係る床 面積の合計が 500平方メー トルを超え1,0 00平方メート ル以内の場合</p>	<p>1件につき24,000 円と次に掲げる額 を合算した額</p> <p>ア 第1号変更 の場合(長期使 用構造等確認 計画 である 場合を除く。)</p> <p>143,000円</p>

現行				改正案			
			<p>合にあつては、 11,000円)</p> <p>ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</p> <p>16,000円</p> <p>エ 第3号変更の場合</p> <p>2,000円</p>				<p>イ 第2号等変更の場合</p> <p>16,000円</p> <p>ウ 第3号変更の場合</p> <p>2,000円</p>
		<p>変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合(一戸建ての住宅の場合にあつては、1,000平方メートルを超えるもの)</p>	<p>1件につき34,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額)</p> <p>ア 第1号変更の場合(イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</p> <p>291,000円</p>			<p>変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合(一戸建ての住宅の場合にあつては、1,000平方メートルを超えるもの)</p>	<p>1件につき34,000円と次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。)</p> <p>291,000円</p>

現行					改正案				
				<p>イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 116,000円（一戸建ての住宅の場合にあつては、21,000円）</p> <p>ウ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 31,000円</p> <p>エ 第3号変更の場合 2,000円</p>					<p>イ 第2号等変更の場合 31,000円</p> <p>ウ 第3号変更の場合 2,000円</p>
		<p>変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）</p>	<p>1件につき62,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>ア 第1号変更の場合（イに係るもの及び長期使用構造等適</p>					<p>変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）</p> <p>1件につき62,000円と次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 第1号変更の場合（長期使用構造等確認計画</p>	

現行				改正案			
			<p>合計画である 場合を除く。) 530,000円</p> <p>イ 住宅性能評 価適合住宅に 係る第1号変 更の場合 205,000円</p> <p>ウ 第2号等変 更の場合(長期 使用構造等適 合計画である 場合を除く。) 42,000円</p> <p>エ 第3号変更 の場合 2,000円</p>				<p>_____である 場合を除く。) 530,000円</p> <p>イ 第2号等変 更の場合 42,000円</p> <p>ウ 第3号変更 の場合 2,000円</p>
		<p>変更に係る床 面積の合計が 5,000平方メ ートルを超え1 0,000平方メ ートル以内の 場合(一戸建 ての住宅を除 く。)</p>	<p>1件につき105,00 0円と次に掲げる 額を合算した額 を申請に係る住 戸数で除して得 た金額</p> <p>ア 第1号変更 の場合(イに係 るもの及び長期</p>			<p>変更に係る床 面積の合計が 5,000平方メ ートルを超え1 0,000平方メ ートル以内の 場合(一戸建 ての住宅を除 く。)</p>	<p>1件につき105,00 0円と次に掲げる 額を合算した額</p> <p>ア 第1号変更 の場合(長期使 用構造等確認</p>

現行				改正案			
			<p>使用構造等適合計画である場合を除く。) 928,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 317,000円</p> <p>ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 52,000円</p> <p>エ 第3号変更の場合 2,000円</p>				<p>計画 _____である場合を除く。) 928,000円</p> <p>イ 第2号等変更の場合 52,000円</p> <p>ウ 第3号変更の場合 2,000円</p>
		<p>変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合(一戸建ての住宅を除</p>	<p>1件につき172,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>ア 第1号変更の場合(イに係</p>			<p>変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合(一戸建ての住宅を除</p>	<p>1件につき172,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>ア 第1号変更の場合(長期使</p>

現行				改正案			
			く。)				く。)
			るもの及び長期 使用構造等適 合計画である 場合を除く。)				用構造等確認 計画
			1,737,000円				_____である 場合を除く。)
			イ 住宅性能評 価適合住宅に 係る第1号変 更の場合				1,737,000円
			596,000円				
			ウ 第2号等変 更の場合(長期 使用構造等適 合計画である 場合を除く。)				イ 第2号等変 更の場合
			94,000円				94,000円
			エ 第3号変更 の場合				ウ 第3号変更 の場合
			2,000円				2,000円
		変更に係る床 面積の合計が 20,000平方メ ートルを超え3 0,000平方メ ートル以内の 場合(一戸建	1件につき211,00 0円と次に掲げる 額を合算した額 を申請に係る住 戸数で除して得 た金額			変更に係る床 面積の合計が 20,000平方メ ートルを超え3 0,000平方メ ートル以内の 場合(一戸建	1件につき211,00 0円と次に掲げる 額を合算した額
			ア 第1号変更				ア 第1号変更

現行				改正案			
			<p>ての住宅を除く。)</p> <p>の場合(イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</p> <p>2,524,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合</p> <p>838,000円</p> <p>ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</p> <p>125,000円</p> <p>エ 第3号変更の場合</p> <p>2,000円</p>				<p>ての住宅を除く。)</p> <p>の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。)</p> <p>2,524,000円</p> <p>イ 第2号等変更の場合</p> <p>125,000円</p> <p>ウ 第3号変更の場合</p> <p>2,000円</p>
		<p>変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超える場合(一戸建ての住宅を</p>	<p>1件につき225,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p>			<p>変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超える場合(一戸建ての住宅を</p>	<p>1件につき225,000円と次に掲げる額を合算した額</p>

現行				改正案			
		除く。)	<p>ア 第1号変更の場合(イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</p> <p>3,121,000円</p> <p>イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合</p> <p>1,039,000円</p> <p>ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</p> <p>157,000円</p> <p>エ 第3号変更の場合</p> <p>2,000円</p>			除く。)	<p>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</p> <p>3,121,000円</p> <p>イ 第2号等変更の場合</p> <p>157,000円</p> <p>ウ 第3号変更の場合</p> <p>2,000円</p>
既存住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準	変更に係る床面積の合計が100平方メートル以内の場合	1件につき11,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算		既存住宅に係る長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準	変更に係る床面積の合計が100平方メートル以内の場合	1件につき11,000円と次に掲げる額を合算した額	

現行				改正案			
		用する同法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)	<p>した額を申請に係る住戸数で除して得た金額)</p> <p>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</p> <p>56,000円</p> <p>イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</p> <p>9,000円</p> <p>ウ 第3号変更の場合</p> <p>2,000円</p>			用する同法第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)	<p>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。)</p> <p>56,000円</p> <p>イ 第2号等変更の場合</p> <p>9,000円</p> <p>ウ 第3号変更の場合</p> <p>2,000円</p>
		変更に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合	<p>1件につき14,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額)</p>			変更に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合	<p>1件につき14,000円と次に掲げる額を合算した額</p>

現行					改正案				
				<p>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</p> <p>76,000円</p> <p>イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</p> <p>11,000円</p> <p>ウ 第3号変更の場合</p> <p>2,000円</p>					<p>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。)</p> <p>76,000円</p> <p>イ 第2号等変更の場合</p> <p>11,000円</p> <p>ウ 第3号変更の場合</p> <p>2,000円</p>
			<p>変更に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合</p>	<p>1件につき21,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額)</p> <p>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合</p>				<p>変更に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合</p> <p>1件につき21,000円と次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認</p>	

現行				改正案			
			<p>計画である場合を除く。)</p> <p>136,000円</p> <p>イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</p> <p>16,000円</p> <p>ウ 第3号変更の場合</p> <p>2,000円</p>				<p>計画である場合を除く。)</p> <p>136,000円</p> <p>イ 第2号等変更の場合</p> <p>16,000円</p> <p>ウ 第3号変更の場合</p> <p>2,000円</p>
		<p>変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合</p>	<p>1件につき35,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額)</p> <p>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)</p> <p>213,000円</p>			<p>変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合</p>	<p>1件につき35,000円と次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。)</p> <p>213,000円</p>

現行					改正案				
				イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 24,000円					イ 第2号等変更の場合 24,000円
				ウ 第3号変更の場合 2,000円					ウ 第3号変更の場合 2,000円
			変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合(一戸建ての住宅の場合)にあつては、1,000平方メートルを超えるもの)	1件につき50,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合)にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額)				変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合(一戸建ての住宅の場合)にあつては、1,000平方メートルを超えるもの)	1件につき50,000円と次に掲げる額を合算した額
				ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 435,000円					ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。) 435,000円
				イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適					イ 第2号等変更の場合

現行					改正案				
				<p>合計画である 場合を除く。)</p> <p>47,000円</p> <p>ウ 第3号変更 の場合</p> <p>2,000円</p>					<p>47,000円</p> <p>ウ 第3号変更 の場合</p> <p>2,000円</p>
			<p>変更に係る床 面積の合計が 3,000平方メ ートルを超え5 ,000平方メ ートル以内の場 合（一戸建て の住宅を除く 。）</p>	<p>1件につき92,000 円と次に掲げる額 を合算した額を申 請に係る住戸数 で除して得た金額</p> <p>ア 第1号変更 の場合（長期使 用構造等適合 計画である場 合を除く。)</p> <p>793,000円</p> <p>イ 第2号等変 更の場合（長期 使用構造等適 合計画である 場合を除く。)</p> <p>63,000円</p> <p>ウ 第3号変更 の場合</p> <p>2,000円</p>				<p>変更に係る床 面積の合計が 3,000平方メ ートルを超え5 ,000平方メ ートル以内の場 合（一戸建て の住宅を除く 。）</p> <p>ア 第1号変更 の場合（長期使 用構造等確認 計画である場 合を除く。)</p> <p>793,000円</p> <p>イ 第2号等変 更の場合</p> <p>63,000円</p> <p>ウ 第3号変更 の場合</p> <p>2,000円</p>	

現行				改正案			
		<p>変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）</p>	<p>1件につき157,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>ア 第1号変更の場合（<u>長期使用構造等適合計画</u>である場合を除く。） 1,390,000円</p> <p>イ 第2号等変更の場合（<u>長期使用構造等適合計画</u>である場合を除く。） 78,000円</p> <p>ウ 第3号変更の場合 2,000円</p>			<p>変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）</p>	<p>1件につき157,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>ア 第1号変更の場合（<u>長期使用構造等確認計画</u>である場合を除く。） 1,390,000円</p> <p>イ 第2号等変更の場合 78,000円</p> <p>ウ 第3号変更の場合 2,000円</p>
		<p>変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）</p>	<p>1件につき257,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p>			<p>変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）</p>	<p>1件につき257,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p>

現行				改正案			
		一トール以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）	<p>ア 第1号変更の場合（<u>長期使用構造等適合計画</u>である場合を除く。）</p> <p>2,604,000円</p> <p>イ 第2号等変更の場合（<u>長期使用構造等適合計画</u>である場合を除く。）</p> <p>141,000円</p> <p>ウ 第3号変更の場合</p> <p>2,000円</p>			一トール以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）	<p>ア 第1号変更の場合（<u>長期使用構造等確認計画</u>である場合を除く。）</p> <p>2,604,000円</p> <p>イ 第2号等変更の場合</p> <p>141,000円</p> <p>ウ 第3号変更の場合</p> <p>2,000円</p>
		<p>変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）</p>	<p>1件につき316,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>ア 第1号変更の場合（<u>長期使用構造等適合計画</u>である場</p>			<p>変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）</p>	<p>1件につき316,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額</p> <p>ア 第1号変更の場合（<u>長期使用構造等確認計画</u>である場</p>

現行				改正案			
			合を除く。) 3,783,000円 イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)				合を除く。) 3,783,000円 イ 第2号等変更の場合
			188,000円 ウ 第3号変更の場合				188,000円 ウ 第3号変更の場合
			2,000円				2,000円
		変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超える場合(一戸建ての住宅を除く。)	1件につき336,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)			変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超える場合(一戸建ての住宅を除く。)	1件につき336,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等確認計画である場合を除く。)
			4,679,000円 イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適				4,679,000円 イ 第2号等変更の場合

現行					改正案				
				合計画である 場合を除く。) 235,000円 ウ 第3号変更 の場合 2,000円					235,000円 ウ 第3号変更 の場合 2,000円
76の 8	建築基準関係 規定適合審査 の申出を併せ て行う長期優 良住宅建築等 計画変更認定 申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関 する法律第8条第2項において 準用する同法第5条第1項から 第3項までの規定に基づく長期 優良住宅建築等計画の変更の認 定の申請であって、同法第8条 第2項において準用する同法第 6条第2項の規定に基づく当該 長期優良住宅建築等計画に係る 建築基準法第6条第1項に規定 する建築基準関係規定に適合す るかどうかの審査の申出を併せ て行うものに対する審査	1件につき次に掲 げる額を合算した 額(共同住宅等の 場合にあつては、 アに掲げる額とイ に掲げる額を合算 した額を申請に係 る住戸数で除し て得た金額とを合 算した額) ア・イ 略		76の 8	建築基準関係 規定適合審査 の申出を併せ て行う長期優 良住宅建築等 計画変更認定 申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関 する法律第8条第2項において 準用する同法第5条第1項から 第5項までの規定に基づく長期 優良住宅建築等計画の変更の認 定の申請であって、同法第8条 第2項において準用する同法第 6条第2項の規定に基づく当該 長期優良住宅建築等計画に係る 建築基準法第6条第1項に規定 する建築基準関係規定に適合す るかどうかの審査の申出を併せ て行うものに対する審査	1件につき次に掲 げる額を合算した 額 ア・イ 略	
76の 9	譲受人を決定 した場合にお ける認定を受 けた長期優良 住宅建築等計 画変更認定申 請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関 する法律第9条第1項 の規定に基づく長期優良住宅 建築等計画の変更の認定の申請 に対する審査	1件につき 6,000円		76の 9	譲受人を決定 した場合にお ける認定を受 けた長期優良 住宅建築等計 画変更認定申 請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関 する法律第9条第1項又は第3 項の規定に基づく長期優良住宅 建築等計画の変更の認定の申請 に対する審査	1件につき 6,000円	

現行				改正案			
76の10	長期優良住宅 建築等計画の 認定を受けた 地位の承継の 承認申請手数 料	略	略	76の10	長期優良住宅 建築等計画の 認定を受けた 地位の承継の 承認申請手数 料	略	略
				76の10の2	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
略	略	略	略	略	略	略	略
76の19	建築物エネルギー消費性能 基準適合認定 申請手数料	略	略	76の19	建築物エネルギー消費性能 基準適合認定 申請手数料	略	略
				76の20	要除却認定マンションの建替えに係る容積率の特例許可申請手数料	マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第105条第1項の規定に基づく要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションに係る容積率の特例の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
略	略	略	略	略	略	略	略

現行	改正案
<p>備考</p> <p>1～6 略</p> <p>7 第38の2項及び第41の2項に規定する床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積(増築又は改築(以下「増築等」という。))の場合であって、<u>当該増築等に係る建築物について</u>基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量(基準省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。))<u>に係る計算を要しない既存部分がある</u>ときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積)について算定する。</p> <p>8～12 略</p> <p>13 第76の14の2項に規定する床面積は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積(増築等の場合であって、<u>当該増築等に係る建築物について</u>基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー消費量に係る計算を要しない既存部分がある ____ときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積)について算定する。</p> <p>14 第76の14の3項に規定する床面積は、認定を受けた建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更に係る部分の床面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)(増築等の場合であつて、<u>当該増築等に係る建築物について</u>基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により一次エネルギー</p>	<p>備考</p> <p>1～6 略</p> <p>7 第38の2項及び第41の2項に規定する床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積(増築又は改築(以下「増築等」という。))の場合であつて、____<u>基準省令第1条第1項第1号ただし書</u>に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法において当該増築等に係る建築物のうち増築等を行わない部分について特別の算定方法によることが認められている ____ときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積)について算定する。</p> <p>8～10 略</p> <p>13 第76の14の2項に規定する床面積は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積(増築等の場合であつて、____<u>基準省令第1条第1項第1号ただし書</u>に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法において当該増築等に係る建築物のうち増築等を行わない部分について特別の算定方法によることが認められているときは、当該既存部分の床面積を除いた床面積)について算定する。</p> <p>14 第76の14の3項に規定する床面積は、認定を受けた建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更に係る部分の床面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)(増築等の場合であつて、____<u>基準省令第1条第1項第1号ただし書</u>に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法において当該増築等に係る建築物</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第52号） ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）第16条による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正 	4 制定改廃の概要	<p>1．電磁的記録について（目次、第50条関係） 家庭的保育事業者等及びその職員は、書面で行う記録、作成等については、書面に代えて電磁的記録により行うことができる旨の規定を追加する。</p> <p>2．引用条文の整理（第7条関係）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の省令改正に伴い、業務の負担軽減等を図る観点から、家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等について、電磁的記録による対応を認めることとするため。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	子ども未来部 保育所・幼稚園課

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 雑則（第50条_____） （保育所等との連携）</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において____同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号_____において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 雑則（第50条・第51条） （保育所等との連携）</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>

現行	改正案
<p>2～5 略 第6章 雑則</p> <p>(委任) 第50条 略</p>	<p>2～5 略 第6章 雑則 (電磁的記録)</p> <p><u>第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u></p> <p>(委任) 第51条 略</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（全部改正）		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号） ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号） ・ 児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第228号） 	4 制定改廃の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1．条例の構造について（第3条関係） 基準省令どおりの基準とする部分については基準省令を引用する旨の規定を置く。 2．本市の独自基準を定める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの最善の利益の考慮（第4条関係） ・ 暴力団の排除（第5条関係） ・ 食事の特例（第6条関係） ・ 屋外遊戯場を保育所と同一敷地内に置くこと（第7条関係） ・ 保育士の員数の算定に関する経過措置（附則第3条関係） 3．全部改正に伴う関係条例の文言整理（附則第4条から第6条まで関係） <ol style="list-style-type: none"> (1) 奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第35号） (2) 奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年奈良市条例第14号） (3) 奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第36号）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の政令改正により、令和4年4月より本市が児童相談所設置市となることに伴い、児童相談所設置市の事務として児童福祉施設に関する事務が奈良県から本市に移管されることから、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるもの。 		
5 施行期日	令和4年4月1日	所管部課	子ども未来部 児童相談所設置推進課

奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（附則第4条による改正）

現行	改正案
<p>(園舎及び園庭)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、園舎が第15条第1項において読み替えて準用する奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年奈良市条例第55号。以下「児童福祉施設条例」という。）第33条第8号ア、イ及びカ</p>	<p>(園舎及び園庭)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は1階に設けるものとする。ただし、園舎が第15条第1項においてその定めるところによるとされる幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園基準」という。）第13条第1項において読み替えて準用される児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準」という。）第32条第8号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たすときは</p>
<p>に掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であって、第15条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設条例第33条第8号</p> <p>に掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。</p>	<p>に掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建て以上とする場合であって、幼保連携型認定こども園基準第13条第1項において読み替えて準用される児童福祉施設基準第32条第8号に掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。</p>
<p>4～7 略</p> <p>(食事の提供方法の特例)</p> <p>第11条 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、第15条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設条例第14条第1項</p>	<p>4～7 略</p> <p>(食事の提供方法の特例)</p> <p>第11条 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、第15条第1項においてその定めるところによるとされる幼保連携型認定こども園基準第13条第1項において読み替えて準用される児童福祉施設基準第11条第1項</p>
<p>の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p>

現行		改正案
<p>(児童福祉施設条例の準用)</p> <p>第15条 児童福祉施設条例第5条、第6条第1項、第2項、第4項及び第6項、第9条、第11条から第12条の2まで、第14条(第4項ただし書を除く。)、第18条、第19条、第33条第8号並びに第37条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		<p>(設備運営基準)</p> <p>第15条 第2条から前条までに定めるもののほか、設備運営基準については、幼保連携型認定こども園基準第13条第1項(児童福祉施設基準第32条の2(後段を除く。))を準用する部分を除く。)及び第2項の定めるところによる。</p>
読み替える児童福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条の見出し及び同条第2項	最低基準	設備運営基準
第5条第1項	最低基準	奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第1条に規定する設備運営基準(以下この条において「設備運営基準」という。)
第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)
第6条第2項及び第14条第5項	児童の	園児の

現行			改正案
第9条第1項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	
第11条の見出し	入所した者	園児	
第11条、第14条第2項及び第3項並びに第19条第1項	入所している者	園児	
第11条	又は入所	又は入園	
第12条	入所中の児童	園児	
	当該児童	当該園児	
第12条の2	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長(以下「園長」という。)	
	入所中の児童等(法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条	法第47条	

現行			改正案
	その児童等	園児	
第14条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児	
	第10条	奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第15条第2項において読み替えて準用する第10条	
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等	
第18条	利用者	園児	
第19条第1項	援助	教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援	
第19条第2項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、	
第33条第8号	又は遊戯室	遊戯室又は便所	
第33条第8号ア	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第	

現行			改正案		
	号) 第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。) 又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号口に該当するものを除く。)(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)	9号の2に規定する耐火建築物			
第33条第8号イ	施設又は設備	設備			
第33条第8号ウ	施設及び設備	設備			
第33条第8号カ	乳幼児	園児			
第37条	保育所の長	園長			
	入所している乳幼児	園児			
	保育	教育及び保育			
2	<p>児童福祉施設条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは</p>		2	<p>奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和3年奈良市条例第 号)第4条から第6条までの規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。</p>	

現行	改正案
<p>職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。</p>	

奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例 新旧対照表（附則第5条による改正）

現行	改正案									
<p>(教育及び保育の内容)</p> <p>第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年奈良市条例第55号。以下「児童福祉施設条例」という。）第36条に規定する厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づいたものでなければならない。</p>	<p>(教育及び保育の内容)</p> <p>第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準」という。）第35条_____に規定する厚生労働大臣が定める指針をいう。）に基づいたものでなければならない。</p>									
<p>2 略</p> <p>(児童福祉施設条例の準用)</p> <p>第13条 児童福祉施設条例第5条、第6条第1項、第2項、第4項及び第6項、第11条、第12条、第14条（第1項及び第4項ただし書を除く。）、第18条及び第19条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>2 略</p> <p>(設備運営基準)</p> <p>第13条 第2条から前条までに定めるもののほか、設備運営基準については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号）第13条第1項（児童福祉施設基準第7条の2、第9条の3、第11条第1項、第32条第8号、第32条の2（後段を除く。）及び第36条を準用する部分を除く。）の定めるところによる。</p>									
<table border="1" data-bbox="159 1043 1066 1423"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 1043 461 1139">読み替える児童福祉施設条例の規定</th> <th data-bbox="461 1043 736 1139">読み替えられる字句</th> <th data-bbox="736 1043 1066 1139">読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 1139 461 1187">第5条の見出し</td> <td data-bbox="461 1139 736 1187">最低基準</td> <td data-bbox="736 1139 1066 1187">認定要件に定める基準</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1187 461 1423">第5条第1項</td> <td data-bbox="461 1187 736 1423">最低基準</td> <td data-bbox="736 1187 1066 1423">奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年奈良市条例第14号。以下</td> </tr> </tbody> </table>	読み替える児童福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	第5条の見出し	最低基準	認定要件に定める基準	第5条第1項	最低基準	奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年奈良市条例第14号。以下	<p>2 奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年奈良市条例第 号）第4条から第6条までの規定は、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園について準用する。</p>
読み替える児童福祉施設条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句								
第5条の見出し	最低基準	認定要件に定める基準								
第5条第1項	最低基準	奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年奈良市条例第14号。以下								

現行			改正案
		「認定要件条例」という。)第3条及び第4条に規定する認定の要件(以下「認定要件」という。)に定める基準(以下この条において「認定要件に定める基準」という。)	
第5条第2項	最低基準	認定要件に定める基準	
第6条第1項	入所している者	認定要件条例第6条第1項に規定する園児(以下「園児」という。)	
第6条第2項及び第14条第5項	児童の	園児の	
第6条第4項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)	
	それぞれの施設	認定こども園	
第11条の見出し	入所した者	園児	
第11条	又は入所	又は入園	
第11条、第14条第2項及び第3項並びに第19条第1項	入所している者	園児	
第12条	入所中の児童	園児	

現行			改正案
	当該児童	当該園児	
第18条	利用者	園児	
第19条第1項	援助	教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援	
第19条第2項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、	

奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表（附則第6条による改正）

現行	改正案
<p>（保育の内容）</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、<u>奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年奈良市条例第55号）</u>第36条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>（保育の内容）</p> <p>第26条 家庭的保育事業者は、<u>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）</u>第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法（昭和22年法律第164号） ・児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号） ・児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第228号） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 条例の構造について（第3条関係）</p> <p>本市の独自基準を明確にし、事務の簡素化を図る観点から、基準省令どおりの基準とする部分に関しては基準省令を引用する構造とする。</p> <p>2. 本市の独自基準（第4条から第12条まで関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 暴力団の排除 (2) 管理者の特例 (3) 設備の特例 (4) 食事の特例 (5) 勤務体制の確保等の特例 (6) 非常災害対策の特例 (7) 衛生管理の特例 (8) その他所要の特例
3 制定改廃の理由	<p>・上記の政令改正により、令和4年4月より本市が児童相談所設置市となることに伴い、障害児入所施設等に関する事務が奈良県から本市に移管されることから、人員、設備及び運営に関する基準等を定めるもの。</p>		
5 施行期日	令和4年4月1日	所管部課	福祉部 障がい福祉課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号） ・国民健康保険条例参考例の送付について（令和3年8月11日付厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡） 	4 制定改廃の概要	<p>1. 出産育児一時金の基本額を40万4千円から40万8千円に引き上げる。（第5条関係）</p> <p style="margin-left: 20px;">現 行 40万4千円 + 加算額1万6千円 = 総額42万円</p> <p style="margin-left: 20px;">改正後 40万8千円 + 加算額1万2千円 = 総額42万円</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・産科医療補償制度の見直しにより、当該制度の掛金が1万6千円から1万2千円に引き下げられる。これに伴い、総額42万円の支給額を維持するため、出産育児一時金の基本額を引き上げるもの。 		
5 施行期日	令和4年1月1日	所管部課	福祉部 国保年金課

奈良市国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 5 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万4千円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案して必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を超えない範囲内で市長が定める額を加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第 5 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万8千円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案して必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を超えない範囲内で市長が定める額を加算するものとする。</p> <p>2 略</p>

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1．特定非営利活動法人チョウタリィの会が登録の更新を行わないため、別表から削る。（別表関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に登録した団体の更新時期が到来したことにより、別表に規定されている法人の構成に変更があったため。 		
5 施行期日	公布の日	所管部課	市民部 地域づくり推進課

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例 新旧対照表

現行			改正案		
別表			別表		
名称	主たる事務所の所在地	控除対象となる寄附金の支出の期間	名称	主たる事務所の所在地	控除対象となる寄附金の支出の期間
略	略	略	略	略	略
特定非営利活動法人近畿介助犬協会	略	略	特定非営利活動法人近畿介助犬協会	略	略
特定非営利活動法人チョウタリィの会	奈良市あやめ池南五丁目1番1号	平成28年1月1日から令和3年9月30日まで			

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	<p>1 . 奈良市伏見地域ふれあい会館及び奈良市明治地域ふれあい会館を新設する。(第2条関係)</p> <p>2 . 奈良市伏見地域ふれあい会館及び奈良市明治地域ふれあい会館の利用料金の上限額を設定する。(別表関係)</p> <p>3 . 南部公民館明治分館を廃止する。(附則第2項による奈良市公民館条例(昭和39年奈良市条例第13号)の一部改正)</p>
3 制定改廃の理由	<p>・伏見地区に地域ふれあい会館を新設するとともに、南部公民館明治分館を地域ふれあい会館へと移行し、地域の交流活動及び福祉活動の拠点とするため。</p>		
5 施行期日	令和4年4月1日	所管部課	市民部 地域づくり推進課、教育部 地域教育課

奈良市地域ふれあい会館条例 新旧対照表

現行	改正案																																
(名称及び位置)																																	
第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。																																	
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">名称</th> <th style="width:50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市佐保地域ふれあい会館</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	奈良市佐保地域ふれあい会館	略	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">名称</th> <th style="width:50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市佐保地域ふれあい会館</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>奈良市伏見地域ふれあい会館</td> <td>奈良市菅原東一丁目21番21号</td> </tr> <tr> <td>奈良市明治地域ふれあい会館</td> <td>奈良市北永井町508番地の2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	奈良市佐保地域ふれあい会館	略	奈良市伏見地域ふれあい会館	奈良市菅原東一丁目21番21号	奈良市明治地域ふれあい会館	奈良市北永井町508番地の2																
名称	位置																																
略	略																																
奈良市佐保地域ふれあい会館	略																																
名称	位置																																
略	略																																
奈良市佐保地域ふれあい会館	略																																
奈良市伏見地域ふれあい会館	奈良市菅原東一丁目21番21号																																
奈良市明治地域ふれあい会館	奈良市北永井町508番地の2																																
別表(第4条関係)																																	
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:60%;">区分</th> <th style="width:40%;">利用料金(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td style="text-align: right;">円 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td style="text-align: right;">略</td> </tr> <tr> <td>奈良市佐保地域ふれあい会館</td> <td style="text-align: right;">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料金(1時間当たり)	略	円 略	略	略	奈良市佐保地域ふれあい会館	略	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:60%;">区分</th> <th style="width:40%;">利用料金(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td style="text-align: right;">円 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td style="text-align: right;">略</td> </tr> <tr> <td>奈良市佐保地域ふれあい会館</td> <td style="text-align: right;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">奈良市伏見地域ふれあい会館</td> <td>小会議室</td> <td style="text-align: right;">180</td> </tr> <tr> <td>中会議室</td> <td style="text-align: right;">550</td> </tr> <tr> <td>大会議室</td> <td style="text-align: right;">950</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">奈良市明治地域ふれあい会館</td> <td>和室1</td> <td style="text-align: right;">170</td> </tr> <tr> <td>和室2</td> <td style="text-align: right;">180</td> </tr> <tr> <td>会議室A</td> <td style="text-align: right;">660</td> </tr> <tr> <td>会議室B</td> <td style="text-align: right;">390</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料金(1時間当たり)	略	円 略	略	略	奈良市佐保地域ふれあい会館	略	奈良市伏見地域ふれあい会館	小会議室	180	中会議室	550	大会議室	950	奈良市明治地域ふれあい会館	和室1	170	和室2	180	会議室A	660	会議室B	390
区分	利用料金(1時間当たり)																																
略	円 略																																
略	略																																
奈良市佐保地域ふれあい会館	略																																
区分	利用料金(1時間当たり)																																
略	円 略																																
略	略																																
奈良市佐保地域ふれあい会館	略																																
奈良市伏見地域ふれあい会館	小会議室	180																															
	中会議室	550																															
	大会議室	950																															
奈良市明治地域ふれあい会館	和室1	170																															
	和室2	180																															
	会議室A	660																															
	会議室B	390																															
備考 略	備考 略																																

奈良市公民館条例 新旧対照表（附則第2項による改正）

現行	改正案																						
<p>（設置）</p>	<p>（設置）</p>																						
<p>第2条 略</p>	<p>第2条 略</p>																						
<p>2 前項の公民館に次のとおり分館を設置する。</p>	<p>2 前項の公民館に次のとおり分館を設置する。</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 443 589 483">名称</th> <th data-bbox="589 443 1061 483">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 483 589 531">略</td> <td data-bbox="589 483 1061 531">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 531 589 579">南部公民館東九条分館</td> <td data-bbox="589 531 1061 579">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 579 589 627">南部公民館明治分館</td> <td data-bbox="589 579 1061 627">奈良市北永井町508番地の2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 627 589 675">田原公民館横田分館</td> <td data-bbox="589 627 1061 675">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 675 589 722">略</td> <td data-bbox="589 675 1061 722">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	南部公民館東九条分館	略	南部公民館明治分館	奈良市北永井町508番地の2	田原公民館横田分館	略	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1171 443 1601 483">名称</th> <th data-bbox="1601 443 2074 483">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1171 483 1601 531">略</td> <td data-bbox="1601 483 2074 531">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 531 1601 579">南部公民館東九条分館</td> <td data-bbox="1601 531 2074 579">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 579 1601 627">田原公民館横田分館</td> <td data-bbox="1601 579 2074 627">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 627 1601 675">略</td> <td data-bbox="1601 627 2074 675">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	南部公民館東九条分館	略	田原公民館横田分館	略	略	略
名称	位置																						
略	略																						
南部公民館東九条分館	略																						
南部公民館明治分館	奈良市北永井町508番地の2																						
田原公民館横田分館	略																						
略	略																						
名称	位置																						
略	略																						
南部公民館東九条分館	略																						
田原公民館横田分館	略																						
略	略																						